

天神信仰編年史料集成続編稿(十二・結)

——北朝元徳三年〓南朝元弘元年(一二三三)——

〓北朝正慶二年〓南朝元弘三年(一二三三)——

竹 居 明 男

はじめに

本稿は、延喜三年(九〇三)〜建長元年(一二四九)を対象とする拙編著『天神信仰編年史料集成—平安時代・鎌倉時代前期篇—』(国書刊行会、平成十五年十二月刊行。なお、この分の訂正増補を同志社大学人文学会『人文学』第一八二号〔平成二十年三月刊〕に掲載している)の続編にあたる作業報告の第十二回目で、これをもって本連載は一段落となる(一応、鎌倉時代後期篇と位置付ける)。なお本稿には【既報告分補足9】を付し、併せて既報告分補足1〜9の編年目録を掲載した。

既刊分は左記の通りである。

①建長二年(一二五〇)〜弘長元年(一二六二) ↓ 『人文学』第一八三号(平成二十一年三月)

天神信仰編年史料集成続編稿(十二・結)

- ②弘長二年(一二六二)～文永七年(一二七〇) ↓ 『文化学年報』第五九輯(平成二十二年三月)〔既報告分補足1〕を併載
- ③文永八年(一二七二)～弘安三年(一二八〇) ↓ 『人文学』第一八六号(平成二十二年十一月)〔既報告分補足2〕を併載
- ④弘安四年(一二八二)～弘安八年(一二八五) ↓ 『人文学』第一八七号(平成二十三年三月)〔既報告分補足3〕を併載
- ⑤弘安九年(一二八六)～正応四年(一二九一) ↓ 『人文学』第一八九号(平成二十四年三月)〔既報告分補足4〕を併載
- ⑥正応五年(一二九二)～乾元二年＝嘉元元年(一三〇三) ↓ 『人文学』第一九〇号(平成二十四年十一月)
- ⑦嘉元二年(一三四〇)～延慶二年(一三〇九) ↓ 『人文学』第一九二号(平成二十五年十一月)
- ⑧延慶三年(一三一〇)～応長二年＝正和元年(一三二二) ↓ 『人文学』第一九三号(平成二十六年三月)〔既報告分補足5〕を併載
- ⑨正和二年(一三二三)～文保三年＝元応元年(一三一九) ↓ 『人文学』第一九四号(平成二十六年十一月)〔既報告分補足6〕を併載
- ⑩元応二年(一三二〇)～元亨四年＝正中元年(一三二四) ↓ 『人文学』第一九五号(平成二十七年三月)〔既報告分補足7〕を併載
- ⑪正中二年(一三二五)～元徳二年(一三三〇) ↓ 『人文学』第一九六号(平成二十七年十一月)〔既報告分補

【足8】を併載)

本稿の記述の体裁は、これまでと同様に概ね前掲の拙編著に準じているので、同書の凡例を参照していただきたい。

光厳天皇(在位、元徳三年(一一三三)九月二十日〜正慶二年(一一三三)五月二十五日)

北朝元徳三年⇨南朝元弘元年(一一三三)

三月十二日 金沢称名寺寺領の上総国三か村についての道明請文中に、子安村の「天神御神田」が見える。

〔同日付道明請文(金沢文庫文書)⇨鎌倉遺文二一三八三号〕

(中略)

□(一) 子安村分(為八ヶ年損物分請取之)

(中略)

已上田五丁大卅歩(此内一丁一反小永不)

⇨一反小天神御神田)

(中略)

右、件波田沢・子安・駒込三ヶ村者、称名寺々領也、而依為経入公用、於毎年得分半分者所給也、以半分者納称名寺々庫、敢当知事請取、可遂結解候、若背此約束(ハ)、致未進懈怠者、可被改替所職之状如件、

元徳三年三月十二日 道明(花押)

三月十七日

筑前守成慶〈奉〉

四月是月 これより本年九月までの間に『臨詠和歌集』が成る。その中に北野社参詣、また安楽寺奉納百首歌が見える。

【大宰府史料補遺、一五四頁】

〔臨詠和歌集卷五〕新編国歌大観〕

神祇

(中略)

梅の華のさかりに北野にもうで侍りて

入道親王〈尊〉

たむけする袖こそにはへ神がきやみしめのうちの梅の下風(三〇四番)

(中略)

安楽寺にたてまつりける百首歌の中に

よみ人しらず

あとたれしきたののみやのひとよ松ちもとは君がよろづよの数(三〇六番)

北野の社にて講ずべき歌とて人のよませ侍りけるに、神祇 前大納言〈実教卿〉

いつはりのなき名あらはず神がきに雪とは花のなどまがふらん(三〇七番)

九月是月 本日付の近江明王院所当並散在年貢注文に、山田莊木川常燈田は、もと「白河御持仏堂并北野社」

に「マイラサセ」たものとの趣旨が見える。

〔本年九月二十九日付近江明王院所当並散在年貢注文(近江葛川明王院文書)〕鎌倉遺文補二二三七号〕

天神信仰編年史料集成続編稿(十二・結)

（表紙）「

元徳三年九月 日

当所々当並散在年貢注文

葛川常住頼玄」

元徳三年（辛未）所当米日記、寺中より上分、

（中略）

以上一石二斗二升七合余坊より上在之、

一、寺中より下分 御聖供所当米事

（中略）

一、山田庄木川常燈田所当米事

合四石八斗内九斗ハ定損置之

所残三石九斗此外京へ運賃石別二一斗ツ、

可在之者也口米也能々可存知

此燈田四石八斗御寄進御意趣者、白河御持仏堂并北野社等ニ常燈マイラサセ給、料足一年中分毎月六百文ツ、御下行也、此例此堂二三貫文ハ夜燈分田中ヨリ在之、其上ニ昼分四貫二百文ヲ可有御寄進トテ、

ツノ国ノエナミツノ御領ニ切充サセ給シカ、ヤ、モスレハ彼料足無之間、山田木河ニ下地ヨリ当給物也、向後能々可存知、則地下ノ名主二人請文并目六等是注ヲクモノナリ、

一、請申葛川常燈料足田畠御年貢事

右、毎年四石八斗内定損玖斗除之、殘定米三石九斗、教仏・伊藤次二人為名主沙汰、如本所可令備進者也、縦雖有旱魃損亡、定損之外者、子細不可申候、若雖令協百姓等田畠不作、為名主二人之沙汰、可入立者也、仍請文狀如件、

元徳元年（己巳）九月廿九日

教仏判

伊藤次

※山田莊は、近江国栗太郡内、現滋賀県草津市内の草津川下流部左岸に所在した。近辺の木川村（現草津市木川町）に鎮座する木川天神社の建武五年（一三三八）の棟札に「栗太郡山田図ノ内、木ノ河庄」と見える。日本歴史地名大系・滋賀県の地名、参照。

十二月四日 北野祭及び同臨時祭がある。翌五日には十列が発遣される。

【史料綜覧五、七六七頁下】

〔花園天皇宸記本年十二月条〕

〔四日、乙巳〕北野祭、同臨時祭、御禊如例云々、今朝被供魚味之由、勾当内侍語之、御禊剋限可有御行水之由申了、

馬長御覽、於東面庭有此事、朕依咳氣不見之、

〔五日、丙午〕北野十列、依雨可延引之由、有沙汰之处、未剋許天晴、仍被發遣之、召次所四人已下、本府輩参訓之、先自西度〔ママ〕東、於中門外騎馬、居飼舍人等渡了、十列渡御前、以幣為先、後鳥羽院御記、如猿樂参云々、然而近代不参歟、公宗・資名等御直衣候御前、朕依咳氣、自同所同見之、

北朝元徳四年Ⅱ正慶元年、南朝元弘二年（一三三二）

正月十五日 後伏見・花園兩上皇の御幸始がある。この日の日記に書き留めた前右大臣今出川兼季の「上皇御幸始次第」注進状の「路地」の中に、「北野」の前は南に迂回すべきとの記載がある。

【史料綜覧五、七六九頁上】

〔花園天皇宸記同日条〕

天晴、御幸如次第、続加之、前右府所注進也、文字錯乱、頗難読得、然而不能直之、
上皇御幸始次第

（中略）

路次

大炊御門西行、

万里少路北行、

一条西行（北野前可廻南）、

柳原路北行、

至女院御所、

（以下、略）

正月是月 今月付の肥前河上社雑掌家邦陳状の中で、「祭主・検校・別当・神主・禰宜・祝・留守執行・執印官長」が社務を勤めることを「定例」とする神社の中に「北野」と「天満宮」（安楽寺か）が数えられる。

〔同月付肥前河上社雜掌家邦陳狀寫（肥前河上宮古文書寫）〕鎌倉遺文三一六六九号〕

肥前國鎮守河上社雜掌家邦重陳申

欲早被奇（棄）損大夫房円雅奸訴、且依大宮司代々社務管領実、且任関東鎮西御下知・御下文・御教書以下証狀、重蒙御成敗、当社免田巨勢庄竈王院奈禪房知行田地□□（事、副進力）一卷（四十五通、目錄有別）、関東・鎮西御下知以下証文、

右、（中略）（是三）、伊勢・石清水・賀茂・住吉・日吉・松尾・稻荷・祇園・北野・平野・春日・大原・熊野・新熊野・吉田・杵築・日前・国縣（懸）・伊豆・箱根・三島・巖島・諏訪・鶴岡・大隅・竈門・天満宮・宮崎・櫛田・志賀・開門・新田・松坂・霧嶋・行膳等社者、祭主・檢校・別当・神主・禰宜・祝・留守執行・執印官長社務事、定例也、諸国七道六ヶ（千九）余社内、雖為一社、不可有座主社務之法（是四）、（以下、略）

（中略）

以前条々、大概若斯、所詮、座主者、不宛給武家御下知・御下文、非社務管領、大宮司家直者、帶関東御下知・御下文以下、鎮西御下知・御教書・奉書・施行、令知行神領、令勤行恒例臨時神事祭祀之上者、社務管領事、不可有御不審、然則被棄捐円雅奸訴、家直為預御裁許、属先奉行人飯河播磨坊光瑜、捧二答狀之处、円雅代禪勝下賜之後、奸曲之余、紛失之由令申之上、彼留案、前雜掌覺譽子息秀直乍預置之、抑留之間、重披陳言上如件、

元徳四年正月 日

二月二十三日 花園上皇、今夕より三日間、天神本地供を行なう。

〔花園天皇宸記同日条〕

今夕天神本地供行之（三个日）、

三月是月 今月作成の近江上山村郷ならびに中山村郷の元徳三年目録の「神田」中に「天神」が見える。

〔同月付近江上山村郷目録（近江山中文書）Ⅱ鎌倉遺文三二七二四号〕

（朱筆）「初勘（元徳四）

左衛門尉光顕（花押）

修理介業氏（花押）

注進 上山村郷元徳三年目録事

合

田代 四十三丁二反大五十八歩

不作 三丁三反三百歩

河成 四反八十二歩

見作 三十九丁四反大卅六歩

上 十五丁二反小卅歩

中 十五丁五反三百歩

下 八丁六反小卅六歩

除 一丁七反小

神田 四反小

天神 二反小（上 一反、中 一反小） 天王 二反上

寺田（中略）

人給（中略）

井料（中略）

（中略）

右、注進如件、

元德四年三月 日

田所代良慶（花押）
給主代

〔同月付近江中山村郷目録（近江山中文書）Ⅱ鎌倉遺文三二七二五号〕

『初勘（元德四）

右（左方）衛門尉光顯（花押）

修理 亮 業 氏（花押）

注進 中山村郷元德三年目録事

合

田代 三十七丁七反大四十歩

天神信仰編年史料集成統編稿（十二・結）

不作 三丁一反小

見作 三十四丁六反小四十歩

上 六丁二反

中 十三丁八反大十歩

下 十四丁六反大卅歩

除 一丁七反小

神田 一丁一反斗

若宮卅八所 四反斗〔中〕

天神 二反上

土橋十禪師 三反下

彼岸田 二反上

寺田 (中略)

人給 (中略)

井料 (中略)

(中略)

右、注進如件、

元徳四年三月 日

田所代良慶(花押)

※上山村・中山村は、近江国甲賀郡内、現滋賀県甲賀市水口に所在した。「天神」は、同市水口に鎮座する山村神社(祭神は少名彦命・菅原道真。江戸時代は「山村天神」と称された)に比定される。日本歴史地名大

系・滋賀県の地名、参照。また、山中文書については福島金治「近江国柏木御厨と金沢北条氏・山中氏」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅰ』(一九九九年)参照)。

六月六日 ◆院評定にて、外宮鮒形御剣を祈年穀奉幣の序でに返納すべしと定める(奉幣の日付は未詳)。

【史料綜覧五、七七四頁上】

〔花園天皇宸記本年六月四日・六日条〕

六月是月 野長瀬兄弟が、「老松」明神の助けによって大塔宮護良親王の窮地を救うという。この頃、大塔宮の母民部卿三位局が北野社に参籠し、先帝が還幸して再び帝位に就くとの霊夢を得る。

〔太平記(西源院本) 卷五〇岩波文庫〕

野長瀬六郎宮御迎への事、(并)北野天神靈験の事

(中略)

その後、野長瀬兄弟二人、冑を脱ぎ、弓を脇に挟んで、遙に畏まる。宮、御前近く召されて、「山中の爲体、大儀の計略叶ひ難かるべき間、大和、河内の方へ打ち出でて、勢を付けんために進発せしむる処に、玉木庄司がただ今の振る舞ひ、当手の兵、万死の中に一生をも得難しと覚えつるに、不慮の扶けに逢うへる事、天運なほ憑みあるに似たり。そもそもこの事、何として存知したりければ、今この戦場に馳せ合うて、逆徒の大群をば靡かしぬるぞ」と御尋ねありければ、野長瀬畏まつて「昨日の暮程に、年十四五ばかりに候ひし童部の、「名をば老松とぞ云ふぞ」と名乗り候ひしが、「大塔宮の、明日十津川を御出であつて、小原へ御出であらんずるが、一定道にて難に合はせ給ひぬと覚ゆるぞ。御志を存せん人は、急ぎ迎

ひに参れ」と触れ廻り候ひし間、御使ひと心得候ひて、参つて候ふ」とぞ申しける。

宮、この事を御思案あるに、ただ事にあらずと思し召し合はせて、年来御身を放たれざりける膚の御守りの、口少し開きたる間、怪しく思し召して、開けて御覽せられければ、北野天神の真体を金銅にて鑄まゐらせられたるその御眷属、老松明神の御体、遍身より汗あえて、御足に土の付きたりけるこそ不思議なれ。「佳運神慮に叶へり。逆徒の退治、何の疑ひかあるべき」とて、宮は、これより榎野上野房聖賢が拵へたる檳城へ御入りありけるが、（以下略）

〔太平記（西源院本） 卷六（岩波文庫）〕

民部卿三位殿御夢の事

（中略）

そぞろに思ひ沈ませ給ひける御心の遣る方なき（に）、年来御祈りの師とて、御誦経、御撫物などまゐらせける北野の社僧坊におはして、一七日参籠の御志ある由を仰せられければ、この折節、武家の聞こえ憚りなきにはあらざりけれども、日來の御思も重かりければ、情けなくはいかがと思ひて、拜殿の傍らに、わづかなる間を拵へて、ただ尋常の青女房などの参籠したる体にて置きまゐらせける。

古は金帳に粧ひを籠め、紗窓に艶を閉ちて、左右の侍兒その数を知らず、あたりを輝かしてこそもてなし冊（かしづ）き奉るべきに、いつしか替はり果てたる御忍び所の物籠もりなれば、都近きあたりなれども、事問ひかはす人もなし。ただ一夜の松の嵐に、御夢を残され、主忘れぬ梅が香に、昔の春を思し召し出づるにも、昌泰の年の末に荒人神となり給ひし、心づくしの御旅宿までも、今は君の御思ひにならずら

へ、または御身の歎きに思し召し知られたる、あはれの色の数々に、御念誦を暫く留められ、御涙の内に、一首の歌をぞ思し召しつづけられける。

忘れずは神もあはれと思ひ知れ心づくしのいにしへの旅

とぞあそばして、暫く御まどろみありけるその夜の御夢に、衣冠正しくしたる老翁の、年八十有余なるが、左の手に梅の花を一枝捧げ、右の手に鳩の杖を取つて、いと苦しげなる体にて、御局の臥し給へる枕の辺に立ち給へり。御夢の心地に、怪しく思し召して、「篠の小ざきの一節も、問ふべき人のあるべしとも覚えぬ都の外の蓬生に、あやしや、誰人の道踏み迷ひけるやすらひぞ」と、御尋ねあれば、この老翁よにあはれげなる気色にて、云ひ出だしたる言の葉もなし。やや久しくあつて、立ち帰りける(が)、持ちたる梅の一枝を御前に差し置きたり。御局、御覧するに、一首の歌を短冊に書いてぞ付けたりける。

廻り来てつひにすむべき月影のしばしくもるを何歎くらむ

御夢さめて、その歌の心を御案じあるに、君つひに還幸なりて、雲の上に住ませ給ふべき御事あるべしと、憑もしくぞ思し召されける。

かの聖廟と申すは、大慈大悲の本地、天満天神の垂跡にておはしませば、一度歩みを運ぶ人も、二世の悉地を成就し、わづかに御名を唱ふる輩も、万事の所願を満足す。況んや千行万行の紅涙を滴(した)で尽くして、七日夜の丹誠を致させ給ひしかば、懇請暗に通じて、感応忽ちに告げあり。世すでに澆季に及ぶと云へども、信心誠ある時は、靈鑑新たなりけりと、感歎涙に余れり。

※この項、岩波文庫付載の『太平記』記事年表1によって、ここに掲げた。太平記神宮徴古館本・同慶長八年

古活字本（例えば新潮日本古典集成本）にも同趣の文章があるが、省略した。同神田本には、この話は見えない。

十月三日 本日付の備後太田荘大田方雜掌良信起請文の神文罰文中に「北野天神」が見える。

〔同日付備後太田荘大田方雜掌良信起請文（高野山文書宝簡集十）Ⅱ鎌倉遺文三一八六〇号〕

請申 大田庄大田方雜掌条々

- 一 於山上山下、語人数色々追従賄賂、不可廻種々秘計事、
- 一 於当庄仏聖燈油・人供等之分、雖為一塵、自身并縁者・所従等、不可令犯用事、
- 一 庄家大損亡之年者、任有目、捧嚴重起請文、年貢正米式拾石入立之、可令運送、於郡司・鎔取以下得分者、随損亡分限、可令准減、（又、脱カ）小損亡之年者、准熟年可全正稅事、
- 一 早米運送、十二月中（仁）可令着岸、春船者、五月廿日以前可令着岸事、
- 一 内郡并尾道割分領家知行之地、充給地頭以下之輩云々、於以前事者取返之、向後永可令停止事、
- 一 於大田・桑原両庄京都・関東沙汰者、可致忠勤事、
- 一 条々内、雖為一ケ条、令違事書之旨時者、可被改替雜掌職事、
- 右、以前条々、若令偽申者、奉始梵天・帝尺・四大天王・堅牢地神・龍神八部、殊丹生・高野両所權現十二王子百二十伴、惣王城鎮守正八幡宮・北野天神等、日本国中大小諸神々罰冥罰（於）蒙良信身上、現世者、遭非時中天災殃、受白癩黑癩病患無交人、当来者墮無間地獄、永不可有出期、仍起請文如件、

正慶元年（壬申）十月三日

大法師良信（花押）

北朝正慶二年、南朝元弘三年（一三三三）

二月是月 藤原基盛、尾張国長岡莊河西秋江郷の畠地を「御靈本堂」に寄進する。

〔同月付藤原基盛畠寄進状（尾張宝生院文書）Ⅱ鎌倉遺文三二〇〇五号〕

奉寄進御靈本堂御油畠事

合巻段（在所長岡庄河西／秋江郷 刑部入道後）

右、畠地者、基盛重代相伝之所領也、而限永代、所奉寄進御靈之本堂也、至于尽未来際、子々孫々、敢不可致違乱煩、仍寄進之状如件、

正慶二年二月 日

藤原基盛（花押）

※「御靈本堂」と、尾張真福寺の近辺に勧請された北野社との関係は未詳だが、後考のために立項した。

五月二十六日 後醍醐天皇皇子尊良親王が大宰府原山に入り、その後、諸氏を招集する。

【大日本史料六ノ一、三三ノ四〇頁】

【大宰府史料十、四四三ノ四七頁】

〔本年六月二十四日付筑前中村栄永著到状（豊後中広瀬家蔵中村文書）Ⅱ鎌倉遺文三二二九五号〕

「奏聞了、（花押）〔少弐貞経〕」

一品親王自去月廿六日臨幸大宰府原山之際、筑前国中村弥四郎入道栄永勤仕宿直、令付御著到候畢、以此旨、可有御奏達候也、栄永恐惶謹言、

元弘三年六月廿四日

沙弥栄永（上）（裏花押）

謹上 御奉行所

〔本年六月付筑後教心著到状（筑後上妻文書）〓鎌倉遺文三三三一一三三〓〕

〔奏聞候了、（花押）〔少弐貞経〕〕

一品親王去月廿六日、大宰府原山御座之間、筑後国上妻庄一分地頭宮野四郎入道教心即馳參、賜陣屋、令勤仕大番候畢、以此旨、可有御奏聞候哉、教心恐惶謹言、

元弘三年六月 日

沙弥教心（上）

謹上 御奉行所

〔本年六月付筑後荒木資定著到状（筑後近藤文書）〓鎌倉遺文三三三一一四号〕

〔奏聞候畢、（花押）〔少弐貞経〕〕

一品親王去月廿六日、御座大宰府原山之間、筑後国荒木六郎入道女子代孫太郎則馳參、令勤仕御宿直、付著到候了、以此旨可有御伝奏哉、恐惶謹言、

元弘三年六月 日

藤原資定（上）（裏花押）

謹上 御奉行所

※その他の関連史料は省略。

八月十六日 後醍醐天皇、大鳥居信高の所領を安堵する。

【大日本史料六ノ一、一八七〜八頁】

【大宰府史料十、四五六頁】

〔同日付後醍醐天皇綸旨（大鳥居文書）Ⅱ大宰府史料〕

法眼信高当知行地之事、「樂徳并神山」天氣如此、仍執達如件、

元弘三年八月十六日

皇太后宮權大進（花押）

※大鳥居氏は、天満宮安樂寺別当職五家の一つ。なお「Ⅰ」内の5文字は、後人の補入と考えられる。

十月三日 この日以後、十月十八日、十一月二十五日に、尾張国長岡莊河東西方郷逆松名が、北野真福寺ない

し北野社に寄進される。

〔本年十月十八日付妙泉田畠寄進状（真福寺文書）Ⅱ鎌倉遺文三二六三一号〕

奉寄進 真福寺

尾張國中嶋郡長岡庄河東西方郷内是松名田畠事

合

一所 四段五十歩（在所堺）

一所 式段内（沓段ハ寄進在所蓮田、沓段ハ真福寺本堂地替畢）

右、田畠者、依為沙弥妙泉重代相伝、為奉被訪二親菩提、所奉寄進北野真福寺也、但於万雑公事者、停止之畢、若背此之旨、於致違乱煩輩者、可為不孝之仁、仍奉寄進之状如件、

元弘三年十月十八日

沙弥妙泉（花押）

※本文書事書中の「是松名」は、愛知県史・資料編8の同文書では「逆松名」とする。

〔康永四年三月十八日付尾張国長岡莊領家代沙弥願信等連署紛失状（真福寺文書）Ⅱ愛知県史・資料編8〕

尾張國長岡庄河東西方郷逆松名田畠事

前領家源少將殿（国平）元弘三年十月三日御寄進北野之状并前地頭佐々木壺岐三郎左衛門尉（信貞）元弘三年十一月廿五日寄進北野社之状、去年（康永三）二月七日之夜、宝生坊燈（焼）失之時、令紛失之由承候畢、仍為後日紛失之状如件、

康永四年三月十八日

大中臣宝受丸

藤原知貞（花押）

高階明貞（花押）

藤原元氏（花押）

地頭代 高階明親（花押）

領家代 沙弥願信（花押）

十月二十日 權大納言某、大鳥居信高に、天満宮安樂寺領筑後国三毛南北郷書生職を安堵する。

【大宰府史料十、四五七～五八頁】

〔同日付權大納言家御教書（筑前太宰府神社文書）Ⅱ鎌倉遺文三三二六三二号〕

天満宮安樂寺領筑後国三毛南北郷書生職事

為神領相伝知行無相違候上者、雖向後、更無一塵之煩、可令領掌、全神用由、權大納言殿御氣色候所也、仍執達如件、

元弘三年十月廿日

（花押）

※右のうち「権大納言殿」は、大宰府史料の翻刻では「輔大納言殿」とする。なお「権大納言」を、日本歴史地名大系・福岡県の地名では万里小路宣房とする。

十二月二十二日 本日付の沙弥道与下用状に「天神祭」の記載がある。

〔同日付道与年貢下用状（肥後阿蘇文書）Ⅱ鎌倉遺文三二七九三号〕

一 さいくゝの国下用事

一 七斗一升 天神祭

用途三百文布一切（御昏芋代）

（中略）

以上廿一石九斗二合

（中略）

以上十三石五斗五升

惣都合参拾伍石伍斗肆升式合

一 正月展学（田楽）ニ二百文給

一 用途二貫肆拾参文

右、注進之状如件、

元弘三年十二月廿二日

沙弥道与（花押）

※本文書は、鎌倉遺文の前号三二七九二（同日付道与年貢算用状）に接続するものか。

天神信仰編年史料集成続編稿（十二・結）

〔付記〕 本稿は、同志社大学大学院文学研究科における二〇一五年度日本中世文化史特講（担当、竹居）での受講生の報告に基づき、担当者が整理ならびに改定増補、表記統一を施して作成したものである。今回、対象となった年次の報告担当者であった後期課程在籍の川嶋美貴子、前記課程在籍の江坂正太ならびに高山蓮美の諸君（以上、報告順）に御礼申し上げるとともに、本稿の責任はすべて竹居にあることを明記しておきたい。なお、以下の【既報告分補足9】の一部も、川嶋美貴子さんの指摘に基づくものである。重ねて御礼申し上げます。

【既報告分補足9】

天禄四年〓天延元年（九七三）

三月十三日 「北野天神宮」炎上し、長門国をもつて造営させる。★史料追加

〔延徳三年北野社家引付（筑波大学附属図書館所蔵）〓史料纂集・北野社家日記第七）

一、禅椿致訴訟由其沙汰在御下如此申

（中略）次当社大災事、是又自天延元年雖及度々、終不依当坊之所為、尤新申状也、（以下略）

五月廿八日

禅慶

秋田出羽守殿

長元四年（一〇三一）

七月十三日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料綜覧の表示変更と傍線部追加

史料綜覧の表示↓【大日本史料二ノ三十一、九〇一三三頁】

〔小右記本年七月五日・七日・十三日・十四日条〕

八月十七日 二十一社に祈年穀奉幣があり、そのち…… ★史料綜覧の表示変更

史料綜覧の表示↓〔大日本史料二ノ三十一、四三〜四七頁及び六五〜六六頁〕

長元五年（一〇三二）

二月十七日 ◆祈年穀奉幣がある。★大日本史料表示、ならびに史料名追加（小記目録の前に）

〔大日本史料二ノ三十一、三五七〜八頁〕

〔左経記本年二月十三日条〕

〔日本紀略本年二月十三日条〕

天永二年（一一一一）

八月四日 内裏の触穢により、北野祭を延引する。…… ★史料追加（末尾に）

〔北野社家引付文安四年条（筑波大学附属図書館所蔵）∥史料纂集・北野社家日記第七〕

一、天永二年（辛酉）、鳥羽院御宇、依内裏触穢被付社家、

（中略）

七月十六日

十二人連判在之、

〔北野社家引付文安三年条（筑波大学附属図書館所蔵）∥史料纂集・北野社家日記第七〕

八月朔日、御神幸事、（中略）仍先例如何可検注之由仰出之間、天永二年（辛酉）、鳥羽院御宇、依内裏触穢被付社家了、（以下略）

永久五年(一一一七)

八月四日 北野祭がある。★史料追加(続きに)

〔北野社家引付文安四年条(筑波大学附属図書館所蔵) 〓史料纂集・北野社家日記第七〕

一、同(鳥羽院) 御宇、永久九年(丁酉)、依内裏触穢被付社家了、

(中略)

七月十六日

十二人連判在之、

※永久九年は、同五年の誤り。

〔北野社家引付文安三年条(筑波大学附属図書館所蔵) 〓史料纂集・北野社家日記第七〕

八月朔日、御神幸事、(中略) 仍先例如何可検注之由仰出之間、(中略)、同(鳥羽院) 御宇、永久五年

(丁酉)、依内裏触穢被付社家了、(以下略)

保元二年(一一五七)

是歳 勝慶上座を北野社執行に任じ、以後五年間在任する。★新規立項

〔北野社引付(筑波大学附属図書館所蔵) 〓史料纂集・北野社家日記第七〕

一、執行補任次第

(中略)

勝慶上座(〇〇二年ヨリ任五年―傍書)

※〇〇〇は、前後の在任者の就任期間などから保元と推定した。

建久元年（一一九〇）

是歳 明玄法橋を北野社執行に任じる。以後二九年間在任する。★注記追加
※前後の在任者の就任期間から見て、明玄の在任は九年間と見るべきか。

建久二年（一一九一）

四月二十六日 延暦寺衆徒、日吉・祇園・北野三社の神輿を奉じて佐々木定綱等の処断を請い、神輿を棄てて去る。翌二十九日の夜には、北野神輿が帰還する。★史料名表示追加（傍線部）

〔元徳三年七月日付延暦寺衆徒申状（牒状類聚所収）〓鎌倉遺文三一四八三号〕

寛喜二年（一一三〇）

二月二十三日 後堀河天皇の平野・北野両社行幸がある。北野別当承兼を権少僧都に、同権別当淳性を権律師に任じる。★史料追加（明月記の次に）

〔本年閏正月十日付後堀河天皇綸旨（九条家本中右記紙背文書）〓凶書寮叢刊・九条家本紙背文書集〕

来二月廿三日、可有行幸平野・北野両社、加陪従可令勤仕給者、依天氣執達如件、

後正月十日

左衛門権佐信盛（□）

〔本年二月十日付後堀河天皇綸旨（九条家本中右記紙背文書）〓凶書寮叢刊・九条家本紙背文書集〕

来廿三日、両社 行幸、加陪従□□□□□□□□可被勤仕者、依天氣執達如件、

二月十日

筑後守殿

弘長三年（一二六三）

是歳 法眼承賀を北野社執行に任じ、以後一三年間在任する。★新規立項

〔北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ史料纂集・北野社家日記第七〕

一、執行補任次第

（中略）

承賀法眼（弘長三年ヨ（リ）、脱）任十三年―傍書〕

文永十二年Ⅱ建治元年（一二七五）

八月十日 本年の、この日以前に法眼良慶を北野社執行に任じる。ついで、この日に法印明慶を北野社執行に任じ、以後一七年間在任する。★新規立項

〔北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ史料纂集・北野社家日記第七〕

一、執行補任次第

（中略）

良慶法眼（建治元年―傍書。直後に「任十三年」の抹消文字あり）

明慶法印（四年八月十日任十七年―傍書）

弘安六年（一二八三）

正月十八日 法印親禪の辞退により、この日、法眼泰禪が北野社公文職に補任される。★新規立項

〔北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）・永正八年条Ⅱ北野社家日記第七〕

一、弘安六年正月十八日、泰禪法眼補任（公文職親禪法印辭退欠也）、

〔社頭諸神事次第（筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

北野宮寺

公文得分注文（在執行分事）、

弘安六年正月十八日、泰禪法眼補任 公文職（親禪法印辭退欠）、

正月二十九日 北野社にて石塔会が行なわれる。 凡本年正月二十七日、二月二日、八月四日条

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

正月

廿九日、石塔行之、

送物菓子八種（四種執行取之、四種公文取之）、

酒二提内（二提執行、一提公文）、 肴二種内（二種執行、一種公文）、

従料菓子二合内（一合執行、一合公文）、

飯料白米三升内（一升五合執行、一升五合公文）、

御菜八種内、四種執行、四種公文、

今年依山門訴訟、当社閉門戸之間、自両頭人 之許取之畢、此外等巡着座響膳如例、

今日政所屋（着座無之）、山門訴訟之間、当社閉門之故也、

同日、前机事

料膳九前内

政所一前〔両頭以前八前也〕の傍書あり 執行一膳〔公文令中分之〕 後夜導師一前 初夜導師一前 両頭人二前 宮仕等中一前 二和上一前〔但自弘安七年又被宛之〕

※以下の、社頭諸神事次第（筑波大学附属図書館所蔵）による本年中的一連の記事は、北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七にも同趣の記事があるが、掲載は省略した。

二月二十五日 北野社にて御忌日会が行なわれる。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

二月

廿五日、御忌日会、内陣御花柄二合〔赤土器余紙猶立之〕、

同日、御忌日会、米八斗内〔四斗執行取之、四斗公文取之〕、

同日、左御子従料酒一鍬執行取之、

右御子従料酒一鍬執行取之、

同日〔淀也〕の傍書あり、水垂神人役、若菜廿把内〔十把執行、十把公文〕、

鯛二喉内〔一喉執行、一喉公文〕、

三月三日 北野社にて節供神事がある。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

三月

三日〔在神人等送文〕の傍書あり、西京御節供卅五合内

神供十合 政所五合 執行十合〔此内在草餅〕

公文十合〔此内在草餅〕 酒六瓶子内〔各納二提〕

神供一瓶 政所一瓶 執行二瓶〔納四提〕

公文二瓶〔納四提〕

同日、清目丸〔号犬神人〕の傍書あり、裏無一足〔公文取之〕、

三月二十一日 北野社にて〔?〕一切経会〔?〕がある。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕〔社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵〕||北野社家日記第七〕

三月

〔中略〕

廿一日、一切経会僧膳料壺斗内〔五升執行、五升公文〕、

五月五日 北野社にて節供神事がある。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕〔社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵〕||北野社家日記第七〕

五月

五日、粽三把内〔十五執行取之、十五公文取之〕、

七月七日 北野社にて節供神事がある。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕〔社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵〕||北野社家日記第七〕

七月七日、素餅用途三貫三百文配分次第（平六入道沙汰進者也）、

神供九百六十文 同雜事六十文

政所七百四十文 又四十文

執行六百文 公文所六百文

八嶋百文 沙汰宮仕二百文

右就沙汰宮仕慶能申詞、注進如件、

正和四年七月五日

自弘安六年至正和四年卅四年也、

七月

七日、西京素餅九籠子 六蓋内

神供四籠子二蓋 政所二籠子一蓋

今三籠子 三蓋也、而執行公文中分之、

所謂（執行者一籠子半与一蓋半取之、公文者一籠子半与一蓋半取之、）

酒二瓶子者悉備進神供也、

同日、清目丸（「号犬神人」の傍書あり）裏無一足、公文取之、

八月四日 「山門事」により、……★史料追加（勘仲記の次に）

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

七月

（中略）

廿日、公文所牛飼丸与沙汰宮仕於大座神人許酒畢、午索餅等飲用之、又錢令取之畢、

〔同右（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

八月

三日、大座神人酒肴用途百文内（四十九文執行、四十八文公文）、今夜大座備進内陣御神供四前内大御料

二前大預給之、御脇二前小預給之也、

四日、西京馬長懸絹内一保分四丈執行取之、同一保分四丈公文取之（於兩保分白妙御幣者令進政所者

也）、

同日〔依山門訴令閉門間延引、十二月四日まで〕の傍書あり、水垂神人役、茄子五十内政所三十、執行

十、公文十也、干鯛七枚内政所五枚、執行一枚、公文一枚也、

同日、左御子徒料（半分執行取之、半分公文取之）、

五日、西京白米二斗六升内（一斗三升執行取之、一斗三升公文取之）、

同日、内陣紙立、神供七十合、

（二三条保四十合下司沙汰、新田分三十合、能勝沙汰）、

同執行六合、公文三合取之、保々笥卅四内三合執行、二合公文取、

残今支配諸衆等者也、

同日、西京白米七斗五升内、

三斗七升五合執行、三斗七升五合公文、

九月九日

北野社にて節供神事がある。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

九月

九日、西京御節供、九十五合内

神供廿合（此内菓子三合）、政所十合、執行卅二合半、公文卅二合半（此執行分半与公文分半与出合之成一合給、沙汰承仕能勝也、是則先例也）、酒八瓶子（各二提惱之）、内神供二瓶子、政所一瓶子、執行五提、公文五瓶子支配之、

同日、清目丸、裏無二足、公文取之、

十二月十八日

北野社にて神事がある。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

十二月

十八日、左御子炭二籠内（一籠執行、一籠公文）、

十二月晦日

北野社にて年末晦日の諸種の行事がある。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文〕（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

十二月

(中略)

晦日、二三条下司酒肴事、

葦立二合内〈一合執行、一合公文〉 鯛六喉内〈三喉執行、三喉公文〉

酒二瓶子内〈一瓶執行、一瓶公文〉 配分之、

同日、同保役串柿卅合内、廿合政所、五合執行、五合公文、荒和布十把内、五把執行、五把公文取之、

同日、水垂神人役、菜廿把内〈十把執行、十把公文〉、

同日、西京保々節料木事、

三月保四十把〈執行二十把、公文二十把〉

北保五十把 執行廿五把 公文二十五把

中保二十把 執行十把 公文十把

馬代保五十把〈執行廿把、公文廿把、政所十把〉

七月保六十把 執行三十把 公文三十把

九月保百把 執行五十把 公文五十把

二三条保百六十把 執行八十把 公文八十把

栖霞寺田廿六把 執行十三把 公文十三把

二三条下司令沙汰木事、云七月保二三条保分。彼是二百八十束令沙汰者也矣、

依此木之代正月十四日以前為公文役、紙三帖分、為執行役紙三帖号生玉料昏令与沙汰宮仕者也、

弘安九年（二二八六）

六月十二日 龜山上皇、日吉・北野両社に御幸する。★史料追加（一代要記の前に）

〔勘仲記同日条Ⅱ史料纂集〕

晴、申斜暴風大雨太、今日上皇御幸日吉社、院司宗親朝臣奉行、公卿帥大納言已下十人、為淨衣、於唐崎衆徒延年、入御梶井御所、次御宮廻、（中略）還御、幸北野宮云々、

正応四年（二二九一）

八月是月 法印親禪を北野社執行に任じる。★新規立項

〔北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ史料纂集・北野社家日記第七〕

一、執行補任次第

（中略）

親禪法印（正応四年八月ヨリ―傍書）

永仁二年（二二九四）

六月二十五日 東宮胤仁親王の御書始がある。これに先立ち、早朝に五社（うち一社が「北野」）、七か寺に諷

誦が行なわれる。★新規立項

【史料綜覧五、四〇九頁上】

〔勘仲記同日条〕

晴、今日春宮御書始也、申斜參院（網代車、々副遣之）、大進仲親奉行、兼奉仕御裝束、其儀、

（中略）

当日早旦被行諷誦於寺社、々（八幡・賀茂・平野・祇園・北野）、寺（円宗寺・法勝寺・最勝寺・尊勝寺・清水寺・広隆寺・浄金剛院）、召陰陽師（在秀朝臣）令勘日時、亮隆政朝臣先覽傳、次奏院、次啓儲皇、
剋限公卿已下參集、（以下、省略）

正安三年（一三〇一）

是歲

僧無人如導、この歳より千日間、毎日北野社に參詣し、千日目に靈告がある。

★新規立項

〔開山無人和尚行業記〕続群書類従〕

無人和尚、諱如導、（中略）姓藤原氏、花山院幕賓伯州刺史之子也、後宇多院弘安八年誕質、歳十七、刻一千日、毎日跣詣北埜菅廟、將滿千日五更、自宝殿天童出現、盛松葉於硯奩蓋、告示曰、汝持此物、去培壇六十余州、帰社僧房、委説此事、房僧曰、是子向後当履蔭一切群生之兆也、在其幼齡觚（音耐）苦励也如此、師知恩院長薙染、十九歳出門、

※弘安八年（一二八五）の生誕年から逆算したが、他方、典拠史料には、延文二年（一三五七）五月二十日に七十四歳で入滅したとの記載があり、これによれば、生誕は弘安七年（一二八四）のこととなり、一年のずれがある。

正安四年〓乾元元年（一三〇二）

二月六日 下保下司代宗武、北野社に酒肴分計八百文を進上する。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

正安四年二月六日、下保下司代宗武用途四百文令持来、云歳末下司役酒肴料干鯛六枚、酒八提分也云々、酒八提分代二百文、干鯛六枚分代二百文云々、此等分雖不足、依異他、以別儀納之、仍執行二百文、公文二百文取之畢、此外政所分四百進之云々、都合酒肴分八百文也云々、

正和四年（一三一五）

七月五日 慶能、弘安六年分の公文得分注文を北野社に注進する。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七〕

北野宮寺

公文得分注文（在執行分事）

弘安六年正月十八日、（以下略）

（本文、省略）

右就沙汰宮仕慶能申詞、注進如件、

正和四年七月五日

自弘安六年至正和四年卅四年也、

※以上の記事は、北野社引付（筑波大学附属図書館所蔵）Ⅱ北野社家日記第七にも同趣の記事がある。

文保二年（一三一八）

十二月二十八日 水垂神人役として鯛・蔓草を北野社に持ち来る。★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

文保二年十二月廿八日（小月也）、為水垂神人役鯛一喉（代五十文）・蔓草十把、沙汰人令持來之間、任例令納畢、凡今日者神人等鯛五喉・蔓草五十把令進云々、而政所五喉（代二百五十文）・蔓草十把令沙汰進云々、

文保三年（一二三一九）

正月四〜六日 西京二三条役として白米以下が北野社に納入される。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

文保三年正月六日、為二三条役、白米四斗沙汰人信仏（代入道）栖霞田役白米一斗三升・薪十三把・蔓草五十三把、沙汰人徳王太郎代女性并乳牛院沙汰宮仕能得代率來、仍所納之後、任例餅鏡一面（折敷二紙一枚ヲ令敷テ柑子一頂上二居）・肴二種（切芙、小鯛）、酢器二盛（天）居沙汰宮仕之前、又二三条沙汰人之前同居之、次栖霞田沙汰人之前二同居ヲ居タル、折敷二小餅五枚ヲ盛テ居之、酒ヲハ瓶子ニ納テ二提出之、又沙汰承仕二三条沙汰人等二ハ折敷二串柿ノ折五串ト柑子五ト梨一トヲ一折敷宛与之、栖霞田沙汰人二ハ不然也、一瓶飲用之後、面々令悦申罷田畢、

文保三年正月四日、左御子徒料事、玖盛飲三前（在各御茶、三種無汁也）、以上、折敷三枚二居之（御茶三種者、膳別切芙ナマスシヒ切也）、酒三提也（盃無之）、而執行公文一前宛出之、今一前ヲハ中分ノ取也、飯ヲハ中ヨリ分テ上ノ方ヲ公文取也、土器際ヲハ折敷二居テ執行取之、御茶ヲハ二種ヲ執行取也、先例之由承之、箸ヲハ公文取之、酒ヲハ一提半宛取之、先例也、酒ノ納物・膳等ノ入物等ヲ令用意テ、

於東北之廊両方使者請取者也、

同五日、右御子従料者、政所一円二被召畢、先例也、

※右、三箇条の順は典拠通りである。

元応二年（一三二〇）

正月六日 西京二三条役として白米以下が北野社に納入される。

★新規立項

〔北野宮寺公文得分注文（社頭諸神事次第所収、筑波大学附属図書館所蔵）＝北野社家日記第七〕

元応二年正月六日、西京二三条白米四斗沙汰人信仏代入道、栖霞田白米一斗三升・薪十三把、蔓草五十三把、沙汰人徳王太郎代女性并乳牛院沙汰宮仕能得、同尼公等率来之間、所納如例、依之鏡一枚（枯葉一、柑子一、折敷数昏居之）・肴二種（切美、ナマス）、赤小器盛之、沙汰尼公并信仏代居之、又串柿五半宛折敷居之、与両沙汰人者也、徳王太郎代ニハ肴許小餅五枚ヲ居テ、串柿ヲハ不居也、酒ハ納瓶子出之、炭一火鉢出之、盃ニヲ出也、向後可為此式者也、面々又喜申者也、仍記之、

中保十把

水垂神人役〔廿八日〕の傍書あり

二三条八十把

三月保二十把

政所十卅〔ママ〕把魚五喉代二百五十

九日保五十把

北保廿五把

執行十十〔ママ〕把魚一喉代五十

大政所役廿把

公文同

一、神供カラ櫃鼻粟麻苧代五十文

上囊粉太布二百五十文

明応式年十月廿八日、以永琳院古本慥々令写者也、(以下、略)

元亨二年(一三三二)

九月十九日 僧任禪を北野社執行に任じる。★新規立項

(北野社引付(筑波大学附属図書館所蔵)Ⅱ史料纂集・北野社家日記第七)

一、執行補任次第

(中略)

任禪(元亨二年九月十九日―傍書)

元亨三年(一三三三)

是春 南山土雲、博多承天寺に住し、この春に安楽寺に遊ぶ。

★注記追加

※林家本『禪林僧伝』七所収の「建長南山和尚行実」にも、ほぼ同文を収める(大日本史料六ノ二、六二三頁以下)。

【既報告分補足1～9編年目録】

*各項は、日付、綱文(長文の場合は冒頭一部のみ)、趣旨(★以下)の順に掲げた。

応和三年(九六三)

是月 薩摩国天満宮、この年に建立されると伝える。★新規立項↓(八) 補足5

天禄四年||天延元年(九七三)

三月十三日 「北野天神宮」炎上し、長門国をもって造営させる。

★史料追加↓(三) 補足2

★史料追加↓(十二) 補足9

正暦三年(九九二)

十二月四日 安楽寺、天満天神の託宣を注進する。

★史料追加↓(四) 補足3

正暦四年(九九三)

十二月十六日 安楽寺、天満天神の託宣を注進する。

★史料追加↓(四) 補足3

★補足3での綱文脱漏補入↓(九) 補足6

(なお補足3で正暦三年としたのは、同四年の誤りにつき、訂正する)

長徳二年(九九六)

十一月六日 北野社社殿焼亡する。★記事の追加、史料の追加↓(三) 補足2

長保六年||寛弘元年(一〇〇四)

十月二十一日 平野・北野両社に行幸がある(初めての北野行幸)。北野別当僧是算を法橋に叙す。

★史料

追加ならびに注の文章変更↓(四) 補足3

治安四年Ⅱ万寿元年(一〇二四)

十二月二十六日 北野社に行幸がある。北野別当遍救を権律師に任じる。★史料追加↓(四) 補足3

長元四年(一〇三二)

七月十三日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料綜覧の表示変更と傍線部追加↓(十二) 補足9

八月十七日 二十一社に祈年穀奉幣があり、そのち……★史料綜覧の表示変更↓(十二) 補足9

長元五年(一〇三三)

二月十七日 ◆祈年穀奉幣がある。★大日本史料表示、ならびに史料名追加↓(十二) 補足9

永承四年(一〇四九)

正月五日 後朱雀天皇朝における平野・北野行幸行事賞として、参議藤原資仲が従四位下に叙される。↓長

久二年二月二十一日条 ★新規立項↓(四) 補足3

永承六年(一〇五一)

六月三日 北野社に行幸がある。のち本月十五日に北野別当仁運を権律師に任じる。★史料追加↓(四) 補

足3

延久二年(一〇七〇)

十一月二十八日 平野・北野両社行幸がある。★史料追加↓(四) 補足3

承保三年(一〇七六)

十月二十日 北野社行幸があり、権別当増守が法眼に叙せられる。★史料追加↓(四) 補足3

承暦四年(二〇八〇)

八月二十日 権中納言源経信、点検のため仁和寺南倉を開いた時、立ち会った僧都行禪が、目録中の「道風書、菅家被加御名字」は「已以似紛失歟」と述べる。★新規立項↓(八) 補足5

康和四年(一一〇二)

二月二十四日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料名追加↓(五) 補足4

天永二年(一一一一)

八月四日 内裏の触穢により、北野祭を延引する。…★史料追加↓(十二) 補足9

永久五年(一一一七)

八月四日 北野祭がある。★史料追加↓(十二) 補足9

永久六年(一一一八)

二月二十五日 正二位権中納言藤原宗忠、「北野御忌日」につき、年来のごとく心経を奉読する。★新規立

項↓(三) 補足2

保安三年(一一二三)

二月十七日 ◆祈年穀奉幣がある。★大日本史料表示追加↓(十) 補足7

大治四年(一一二九)

七月六日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料名追加↓(五) 補足4

大治五年（一一三〇）

十一月五日 松尾・北野両社行幸賞により、参議藤原忠宗が従三位に叙せられる。 〓本年四月二十八日条

★新規立項↓（四） 補足3

長承四年〓保延元年（一一三五）

正月二十八日 権中納言藤原伊通が、参議の時の松尾・北野両社行幸行事賞として、正三位に叙せられる。

〓大治五年四月二十八日条 ★新規立項↓（四） 補足3

保延六年（一一四〇）

二月三日 ◆「天平賀破損」により、臨時二十二社奉幣がある。 ★新規立項↓（五） 補足4

久安五年（一一四九）

八月二十二日 北野社行幸がある。北野権別当慈源を法橋に叙す。また、藤原光頼を従四位下に叙す。

★史料追加↓（四） 補足3（誤って八月二十八日とする）

★史料追加及び綱文追加↓（五） 補足4

久安七年〓仁平元年（一一五一）

九月十五日 山城国綴喜郡高神社の「天満天神御輿」を荘厳する鏡（御正体）を、勦進によって铸造する趣旨

を、惟宗定延が執筆する。 ★新規立項↓（四） 補足3

保元二年（一一五七）

是歳 勝慶上座を北野社執行に任じ、以後五年間在任する。 ★新規立項↓（十二） 補足9

保元三年(一一五八)

正月六日 侍従藤原清通が、祖父左大臣(伊通)の松尾・北野両社行幸行事賞として従五位下に叙せられる。

⇒久安五年八月二十二日条 ★新規立項↓(四) 補足3

永暦二年⇨応保元年(一一六一)

十月二十一日 北野社行幸があり、行事権大納言藤原公通を従二位に、また平親範を正四位下に叙す。★史料追加及び綱文訂正↓(四) 補足3

長寛二年(一一六四)

三月二十七日 僧仙範を北野別当に任じる。★注記追加↓(三) 補足2

仁安二年(一一六七)

二月八日 「大神宮」「公事」「北野」の事により、軒廊御卜がある。★綱文及び史料本文の追加↓(三) 補足2

仁安三年(一一六八)

四月二十日 ◆二十二社に祈年穀奉幣がある。★史料表示の追加↓(三) 補足2

仁安四年⇨嘉応元年(一一六九)

二月七日 権大納言藤原実房、「丈議」参加に先立って吉田社以下五箇所(うち一所は北野社)の寺社に諷誦する。★新規立項↓(三) 補足2

十二月是月 山城長福寺の創立者尼真理が、同寺縁起を作成し、大梵天王以下の諸神(うち一社が「北野」)

を勧請して祈請し、経営に遺憾無きことを期す。★新規立項↓(二) 補足1

安元三年||治承元年(一一七七)

三月十一日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料表示訂正↓(八) 補足5

寿永四年||元暦二年||文治元年(一一八五)

八月二十二日 北野祭がある。★史料追加↓(五) 補足4

文治三年(一一八七)

正月五日 「祖父太政大臣」の久安五年の松尾・北野両社行幸行事賞として、侍従藤原高通が正五位下に叙せられる。↓久安五年八月二十二日条 ★新規立項↓(四) 補足3

文治五年(一一八九)

十二月九日 撰政藤原兼実、「屏風詩歌事」を祈らなため、住吉・北野両社に奉幣する。北野社へは刑部大輔菅原在高が使者となる。★新規立項↓(三) 補足2

建久元年(一一九〇)

是歲 明玄法橋を北野社執行に任じる。以後二九年間在任する。★注、追加↓(十二) 補足9

建久二年(一一九一)

四月二十六日 延暦寺衆徒、日吉・祇園・北野三社の神輿を奉じて佐々木定綱等の処断を請い、神輿を棄てて去る。翌二十九日の夜には、北野神輿が帰還する。★史料名表示追加↓(十二) 補足9

十二月十三日 これより先の十二月五日に、後鳥羽天皇松尾・北野行幸御祈九社奉幣があり、今日、北野社行

幸がある。北野別当丞信（承信）が権律師に任じられるが、同権別当覚什は「追可申請」となる。★史料追加

↓（四）補足3

建久六年（一一九五）

三月六日 二十二社に奉幣して、東大寺供養を祈る。ただし……★史料追加↓（五）補足4

五月是月 藤原光定・重綱が、肥後国鹿子木荘内の「重綱領田畠蘭等」につき、永宴が謀書を構えて押領した

ことを訴え、もし不審あらば、「誓状」を捧げて「北野宮」に参籠して決着を見るべしと述べる。★新規立項

↓（八）補足5

十一月二十八日 紀則能を吉祥院四至内の下司職に補任する。★新規立項↓（三）補足2

正治二年（一二〇〇）

七月一日 紀則吉を吉祥院四至内の下司職に補任する。★新規立項↓（三）補足2

建仁三年（一二〇三）

十一月十五日 紀則吉を吉祥院四至内の下司職に補任する。★新規立項↓（三）補足2

元久三年||建永元年（一二〇六）

六月二十九日 北野宮寺廻廊修理の件が院に奏上される。★新規立項↓（五）補足4

承元三年（一二〇九）

是歳 長尾社（長尾宮）歌合がある。★新規立項↓（九）補足6

承元五年||建暦元年（一二一一）

是歳 長尾宮（長尾社）歌合がある。★新規立項↓（九）補足6

建暦三年Ⅱ建保元年（一二一三）

五月四日 宗実、「安楽寺別当法眼本」の十天形像を、卷子本一卷に書写する。★新規立項↓（五）補足4

建保六年（一二一八）

九月二十一日 これより先、石清水八幡宮領宮崎宮……それぞれ寄せられる。★史料追加↓（八）補足5

建保七年Ⅱ承久元年（一二一九）

十一月十三日 右近衛少将藤原高実、父良平卿の松尾・北野行幸行事により、正五位下に叙せられる。↓建

保五年十二月八日条 ★新規立項↓（四）補足3

承久二年（一二二〇）

七月二十三日 後鳥羽天皇、近日開催予定の御書所作文（開催は七月三十日）の別当を従三位範時に定めたこ

とにつき、「公卿別当先例」の一つとして「寛平昌泰両御時」の「菅贈太政大臣」の例を、この日の日記に書き

留める。★新規立項↓（八）補足5

是歳 慈円、西園寺公経宛の書状の中で、「撰録」神としての「北野天神」に言及する。★新規立項↓（三）

補足2

承久四年Ⅱ貞応元年（一二二二）

三月三十日 山城国紀伊郡下布施里二十三坪に所在する吉祥院領の田畠につき、慶俊と下津道元依との間で和

与が成立する。★新規立項↓（三）補足2

寛喜二年(一二三〇)

二月二十三日 後堀河天皇の平野・北野両社行幸がある。北野別当承兼を権少僧都に、同権別当淳性を権律師に任じる。★史料追加↓(十二)補足9

四月是月 この月に書写された真言・天台祖師影図像(これをさらに後、弘安十年に書写したものが曼殊院現藏)は、もと「安樂寺別当法印定円」の所藏本という。★新規立項↓(五)補足4

寛喜四年||貞永元年(一二三二)

六月二十九日 前関白左大臣藤原(九条)道家、呪詛の風聞によって、北野朝日寺観音像を検する。★注記

追加↓(三)補足2

貞永二年||天福元年(一二三三)

十月五日 菅原為長、山城吉祥院領の「里坪之立様」について下知を加えた旨を同日付で伝える。★新規立

項↓(三)補足2

天福二年||文暦元年(一二三四)

二月十四日 北野社社殿・朝日寺等、焼失する。▽宝治元年四月十七日条 ★史料追加↓(三)補足2

二月十六日 院殿上において、北野社の火災のことを議す。ついで軒廊御卜を行ない、大藏卿菅原為長に造営させることになる。★史料追加↓(三)補足2(誤って二月十四日としている)

★史料追加↓(五)補足4

二月二十一日 北野社仮殿遷宮がある。▽本年二月十四日条 ★史料追加↓(五)補足4

六月四日 北野社上棟がある。★史料追加↓(五) 補足4

八月四日 北野祭がある。ただし触穢により、宮寺に付して行なわせる。★史料追加↓(五) 補足4

仁治二年(一二四一)

十一月三十日 能登国鳳至郡大屋荘内鳳至院の検注目録が注進され、その中の神田中に「天満宮三段」が見える。★新規立項(二) 補足1

仁治四年||寛元元年(一二四三)

四月九日 ◆三合並びに天変御祈により二十二社奉幣がある。★新規立項↓(五) 補足4

七月二十日 これより先、桂川が氾濫するとの理由で、菅氏長者大藏卿為長、吉祥院を他所に移さんことを奏する。この日、一夜にして同院に小松が簇生し、同氏の人らが多く参詣する。★史料追加↓(八) 補足5

寛元三年(一二四五)

七月二十三日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料名追加↓(八) 補足5

寛元四年(一二四六)

十月十八日 撰津勝尾寺住侶、妙仏・西願が四条敷地の堂跡を鴨氏の居としたことに反論し、必要とあらば、双方とも不起請文を書いて北野社に参籠して決すべしと述べる。★新規立項↓(八) 補足5

寛元五年||宝治元年(一二四七)

四月二十七日 参議藤原(葉室)定嗣、この日の陣定につき、前日と当日の早朝に北野社に参詣して奉幣する。★新規立項↓(三) 補足2

九月二日 ◆中宮藤原姑子の御産御祈として、上皇が諸社に馬を献じた中に「廿二社料廿四疋」が見える。

★新規立項↓(三) 補足2

九月二十五日 ◆小除目があり、「蓮華王院物社功人等」が任じられる。★新規立項↓(三) 補足2

宝治二年(一二四八)

八月五日 上皇の稲荷・祇園両社御幸があり、その勅賞について、「北野初度御幸」の時の「賞」が引き合いに出される。★新規立項↓(三) 補足2

十一月是月 この月、越中石黒莊弘瀬郷検注目録が進進され、そのうちの「除田」の中に「天満七(反)」の神田が見える。▽弘長二年三月一日条 ★新規立項↓(五) 補足4

建長二年(一二五〇)

是歳七月以降 北野社にて五部大乘經十講が行なわれる。★新規立項↓(八) 補足5

建長三年(一二五一)

二月二十九日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料綜覧表示を大日本史料表示に変える↓(九) 補足6

↓(十) 補足7(右記と重複)

三月二十三日 今月六日以来の鎌倉大雨・大風により、この日、鶴岡若宮小宮の後が崩れ、松童社・高良社。荏柄社等が災害に遭う。★新規立項↓(九) 補足6

康元二年(正嘉元年)(一二五七)

八月四日 北野祭がある。★新規立項↓(四) 補足3、(五) 補足4(重複)

八月二十七日 ★祈年穀奉幣がある。 ★史料名追加↓(四) 補足3、(五) 補足4 (重複)

正元元年(一二五九)

五月八日 善阿弥陀仏が勧進し、「与喜大明神」像が造立される。 ★新規立項↓(二) 補足1

正元二年||文応元年(一二六〇)

正月六日 園城寺戒壇勅許のことを憤り、延暦寺衆徒が日吉・祇園・北野社の神輿を奉じて入京する。 ★史

料追加↓(八) 補足5

八月十六日 紀則弘を吉祥院四至内の下司職に補任する。 ★新規立項↓(三) 補足2

文応二年||弘長元年(一二六一)

五月八日 荏柄天神社神主平政泰が天神坐像を造立する。 ★新規立項↓(二) 補足1

七月二十一日 「北野僧正御房」の「免状」が発給される。 ↓弘安五年是歳条 ★新規立項↓(二) 補足1

七月二十一日 若狭志積浦廻船人が、越前国阿須和(足羽) 神宮寺勧進聖越後房が三国湊において船中積荷の

米六石を点定したことを訴える申文の副進文書の中に、本日付の「北野僧正御房免状」があった。 ★新規立

項↓(四) 補足3

八月十六日 これより先、藤原為家、祖父俊成の「文治六年五社百首」にならって伊勢・賀茂・春日・日吉・

住吉の五社に奉納すべく計五百首を詠み終えた後、さらに石清水・北野の両社にも二百首を詠み加えることを思い立ち、昨年十一月中旬から本年の正月十八日までかかって詠み終える。北野社の分は、この日に同社に奉納する。 ★新規立項↓(三) 補足2

弘長二年(一二六二)

三月一日 円宗寺領越中国石黒莊弘瀬郷をめぐる、去年十二月以来の領家方と地頭方との相論について、本日付で鎌倉幕府の裁定が下され、その中に「天満」市のことが見える。 〓宝治二年十一月是月、弘安元年七月五

日条 ★新規立項↓(五) 補足4

弘長三年(一二六三)

是歳 法眼承賀を北野社執行に任じ、以後一三年間在任する。 ★新規立項↓(十二) 補足9

弘長四年||文永元年(一二六四)

三月二十五日 山門僧徒、日吉・祇園・北野等の神輿を奉じて入京し、皇居二条東洞院及び後嵯峨上皇・後深草上皇御所に迫る。六波羅の兵これを防ぎ、僧徒神輿を棄てて去る。また山門僧綱や北野別当承兼僧正が「論宥」したともいう。 〓本年五月十五日・二十七日条 ★史料追加↓(八) 補足5

文永二年(一二六五)

十二月二十六日 本日付をもって奏覧された『続古今和歌集』の序に、和歌の神としての「菅丞相」への言及がある。 ★新規立項↓(八) 補足5

文永六年(一二六九)

正月十日 延暦寺の僧徒、訴えるところあって日吉社八王子・客人・十禅師の神輿が入京する。北野社神輿も……。 ★史料追加↓(五) 補足4、(八) 補足5

文永七年(一二七〇)

七月二十七日 北野宮寺神領居住の神人については、鳥羽殿堤役を免除するよう、院宣が下る。★注記文言追加↓(四) 補足3

九月十八日 ◆この日、東二条院、皇女を生む。これに先立って安産を祈り、二十一社に神馬を奉納するなどのことがあった。★新規立項↓(三) 補足2

文永十二年Ⅱ建治元年(一二七五)

六月二十二日 院宣によって、……停止させる。★注記文言追加↓(八) 補足5

六月二十六日 東京都国立市谷保の天満宮所蔵の「天満宮」銘扁額が書かれる。★新規立項↓(八) 補足5

八月十日 本年の、この日以前に法眼良慶を北野社執行に任じる。ついで、この日に法印明慶を北野社執行に任じ、以後一七七年間在任する。★新規立項↓(十二) 補足9

建治二年(一二七六)

二月二日 法印道救を北野別当に任じる。★史料追加↓(五) 補足4

七月二十五日 昨日につづいて宇治平等院の経蔵が開かれ、開封家司を務めた藤原(勘解由小路)兼仲が、宝物中の「聖廟御筆東宮切韻等正文」に「結縁」して恐悦の思いをいだく。★新規立項↓(八) 補足5

建治三年(一二七七)

九月四日 北野社政所親快が入滅し、忠禪僧都が政所に補任される。★新規立項↓(五) 補足4

建治四年Ⅱ弘安元年(一二七八)

七月五日 本日付の円宗寺領越中国石黒荘内弘瀬郷をめぐる領家方と東方地頭藤原光定との和与状の中に、

「阿土野内島」の「東境」が「堀波多」から「天満之道」を経て「梅宮」に至る道と定められる。◇宝治二年十一月是月、弘長二年三月一日条 ★新規立項↓（五）補足4

弘安三年（二二八〇）

十月二十八日 鎌倉に火事があり、荏柄社も焼失する。 ★新規立項↓（五）補足4

弘安四年（二二八一）

四月二十六日 鶴岡八幡宮の遷宮にともない、この日「荏柄社」等の上棟がある。 ★新規立項↓（五）補足4

弘安五年（二二八二）

四月十七日 筑前安楽寺少別当信全、所領を子息の信朝に譲る。 ★綱文追加↓（九）補足6

是歳 法印証禪が北野権別当に任じられる。 ★新規立項↓（五）補足4

弘安六年（二二八三）

正月十八日 法印親禪の辞退により、この日、法眼泰禪が北野社公文職に補任される。 ★新規立項↓（十）補足9

二）補足9

正月二十九日 北野社にて石塔会が行なわれる。 ◇本年正月二十七日、二月二日、八月四日条 ★新規立項↓（十二）補足9

↓（十二）補足9

二月二十五日 北野社にて御忌日会が行なわれる。 ★新規立項↓（十二）補足9

三月三日 北野社にて節供神事がある。 ★新規立項↓（十二）補足9

三月二十一日 北野社にて(?) 一切経会(?)がある。★新規立項↓(十二) 補足9

五月五日 北野社にて節供神事がある。★新規立項↓(十二) 補足9

七月七日 北野社にて節供神事がある。★新規立項↓(十二) 補足9

八月四日 「山門事」により、……★史料追加(勘仲記の次に) ↓(十二) 補足9

九月九日 北野社にて節供神事がある。★新規立項↓(十二) 補足9

十二月十八日 北野社にて神事がある。★新規立項↓(十二) 補足9

十二月晦日 北野社にて年末晦日の諸種の行事がある。★新規立項↓(十二) 補足9

弘安七年(二二八四)

八月是月 北野宮寺僧侶等、一切経を書写し、経蔵を建立せんことを奏請する。★大宰府史料の表示追加↓

(八) 補足5

十一月是歳 薩摩国天満宮国分寺が、一年間の恒例神事の次第を注進する。★典拠史料の脱漏分追加↓

(八) 補足5

弘安九年(二二八六)

六月十二日 龜山上皇、日吉・北野両社に御幸する。★史料追加↓(十二) 補足9

正応二年(二二八九)

六月十九日 松夜叉丸が北野宮寺の専当職に補任される。★新規立項↓(十一) 補足8

七月是月 一遍上人、淡路国の「しつき」の「北野天神」勧請の社に参詣する。★新規立項↓(九) 補足6

是歳 虎関師鍊、十二歳のこの年、腹疾にかかり、大宰府安楽寺を夢みる。★新規立項↓(八) 補足5

正応四年(一二九一)

六月十七日 虎松丸が山城北野畠定使職に補任される。★新規立項↓(十一) 補足8

七月二十日 ◆祈年穀奉幣がある。★史料名表示訂正↓(八) 補足5

正応六年||永仁元年(一二九三)

是歳 長尾宮歌合がある。★新規立項↓(九) 補足6

永仁二年(一二九四)

六月二十五日 東宮胤仁親王の御書始がある。これに先立ち、早朝に五社(うち一社が「北野」、七か寺に諷誦が行なわれる。★新規立項↓(十二) 補足9

是歳 長尾宮歌合がある。★新規立項↓(九) 補足6

永仁六年(一二九八)

九月十九日 放火により、比叡山延暦寺大講堂以下諸堂・諸房が焼失し、「天満天神法性房贈僧正に御対面ありし時、石榴吹かけ給ひし妻戸の扉」など、重宝も焼失する。★新規立項↓(十一) 補足8

正安三年(一三〇一)

七月二十九日 伏見上皇、慈順僧正に、撰津国榎並下荘の伝領を認める。★新規立項↓(十一) 補足8

正安四年||乾元元年(一三〇二)

二月六日 下保下司代宗武、北野社に酒肴分計八百文を進上する。★新規立項↓(十二) 補足9

正和二年（一三二三）

六月十四日 能徳法師が北野宮寺の専当職に補任される。★新規立項↓（十二）補足8

正和四年（一三二五）

七月五日 慶能、弘安六年分の公文得分注文を北野社に注進する。★新規立項↓（十二）補足6

十二月三十日 朝禪、北野社御簾調進の故実について、内々に書き留める。★新規立項↓（十）補足7

正和五年（一三二六）

五月二十日 本日付の山城国上桂荘和与注進状に……★注記に左記の文章追加（末尾に）↓（十二）補足8

文保二年（一三二八）

三月七日 後伏見上皇、慈嚴僧正に、撰津国榎並東西荘を安堵する。★新規立項↓（十一）補足8

十二月二十八日 水垂神人役として鯛・蔓草を北野社に持ち来る。★新規立項↓（十二）補足9

文保三年（一三二九）

正月四、六日 西京二三条役として白米以下が北野社に納入される。★新規立項↓（十二）補足9

元応二年（一三三〇）

正月六日 西京二三条役として白米以下が北野社に納入される。★新規立項↓（十二）補足9

元亨二年（一三三二）

九月十九日 僧任禪を北野社執行に任じる。★新規立項↓（十二）補足9

元亨三年（一三三三）

天神信仰編年史料集成続編稿（十二・結）

是春 南山土雲、博多承天寺に住し、この春に安樂寺に遊ぶ。

★注記追加↓（十二）補足9